

# 令和5年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針

## 1 趣旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う令和5年度公共事業（大規模等）事前評価に関する実施方針を定める。

## 2 基本的な考え方

- (1) 令和5年度政策評価基本方針第2の1（4）及び（5）の規定により、公共事業（大規模等）事前評価を実施する。
- (2) 評価の実施に当たっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から、「選択と集中」の視点に立った新規採択事業・地区の点検・検証を行うものとする。

## 3 評価の対象

道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）のうち、維持管理及び災害復旧等に係る事業を除いた次のいずれかに該当する施工地区

- (1) 令和7年度に国による事業採択等を予定している施工地区のうち事業費が10億円以上の地区
- (2) 令和8年度以降に国による事業採択等を予定している施工地区のうち、他の法令による手続以前に事前評価が必要と認められる地区で、かつ、事業費が10億円以上の地区
- (3) 事業計画の変更（事業費や事業内容の変更等）など特別な理由により、事前評価の実施の必要が生じた、事業費が10億円以上の地区
- (4) その他、各部局で必要と認める地区

## 4 評価の単位

国の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。

## 5 評価の視点

- (1) 事業の必要性（社会経済情勢、地域課題・ニーズ、北海道総合計画との関連）
- (2) 事業内容等の適切性（公的関与・実施主体、事業採択・構造基準等の適切性）
- (3) 代替案の検討（事業手法や工法の比較検討の経緯・内容）
- (4) 緊急性・優先性（予定年度での採択の必要性、優先順位の設定）
- (5) 環境への影響・配慮（環境配慮の取組）
- (6) 事業の妥当性（根拠法令、道政課題・関連施策との整合性、関連手続、地域の動向・意向、事業環境）
- (7) 事業効果（費用対効果等）
- (8) 事業特性による特記事項（事業に係るその他の必要な事項）

## 6 評価の時点

評価の時点は事前評価とし、令和6年3月1日現在の事業計画で評価を実施する。ただし、これによりがたいものについては、別に定めることができる。

## 7 評価の実施方法

各部局は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、一次政策評価の実施後、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。

- (1) 公共事業（大規模等）事前評価地区一覧表
- (2) 公共事業（大規模等）事前評価総括表
- (3) 公共事業（大規模等）事前評価調書

## 8 報告事項

各部局は、別に定めるマニュアルにより次の一覧表を作成し、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。

- (1) 過年度事前評価対象地区  
過年度事前評価対象地区の事業採択結果一覧表
- (2) 上記(1)のうち事業費に1/2以上の増減（ただし、増は10億円未満に限る。）又は10億円以上の減が生じた地区  
事業費大幅変更地区一覧表

## 9 意見反映

各部局は、評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）委員の意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。

## 10 留意事項

- (1) 評価調書等の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。
- (2) 一次政策評価の実施後において、内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部計画局計画推進課と協議すること。

## 11 その他

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。